

1 道路占用料の額

占用物件		単位	現行単価(円)	改定単価(円) R3.4.1～	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440	510	
	第2種電柱		680	790	
	第3種電柱		920	1,100	
	第1種電話柱		400	460	
	第2種電話柱		630	730	
	第3種電話柱		870	1,000	
	その他の柱類		40	46	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	5	
	地下に設ける電線その他の線類		2	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390	450	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240	270	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	790 330	910 380	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700	1,900	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	790	910		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17	19	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		24	27	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		36	41	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		47	55	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		71	82	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		95	110	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		170	190	
	外径が0.7メートル以上1m未満のもの		240	270	
	外径が1m以上のもの		470	550	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			790	910	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	近傍類似の時価× 0.005	近傍類似の時価× 0.005	
		階数が2のもの	近傍類似の時価× 0.008	近傍類似の時価× 0.008	
		階数が3以上のもの	近傍類似の時価× 0.01	近傍類似の時価× 0.01	
	上空に設ける通路		870	930	
	地下に設ける通路		520	560	
その他のもの		790	910		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	17	19	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	170	190	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	170	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700	1,900
	標識		1本につき1年	630	730
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	17	19
		その他のもの	1本につき1月	170	190
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,700	1,900	
	その他のもの		870	930	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	790	910	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	170	190	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			79	91	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の時価× 0.017	近傍類似の時価× 0.016	
	その他のもの		近傍類似の時価× 0.012	近傍類似の時価× 0.012	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		近傍類似の時価× 0.024	近傍類似の時価× 0.023	
	その他のもの		近傍類似の時価× 0.012	近傍類似の時価× 0.012	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		近傍類似の時価× 0.017	近傍類似の時価× 0.016	
	上空に設けるもの		近傍類似の時価× 0.024	近傍類似の時価× 0.023	
	その他のもの		近傍類似の時価× 0.034	近傍類似の時価× 0.033	
政令第7条第12号に掲げる器具				近傍類似の時価× 0.034	近傍類似の時価× 0.033

2 占用面積等の端数処理方法

占用物件の面積及び長さの計算方法について、従来小数点以下の端数を切り上げしていたが、より精緻に占用料の額を算出するため、100分の1(0.01)未満の端数を切り捨てて計算する。

例 5.287㎡の場合 従来:6㎡ 改定:5.28㎡ ※少数第3位切り捨て